

NPO 法人いたみ医学研究情報センター「からだ・運動器の痛み専門医療者制度」施行細則
(「日本運動器疼痛学会」「日本ペインリハビリテーション学会」「日本口腔顔面痛学会」学会員用)

第1章 施行細則の制定

第1条 この施行細則は、NPO 法人いたみ医学研究情報センター（以下当 NPO）のからだ・運動器の痛み専門医療者制度規則 第10条に基づき、この施行細則を定める。

第2章 審議会

第2条 審議会の事務局は、当 NPO の愛知事務所に置く。

第3条 審議会は審議会委員の三分の二以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数によって行う。ただし、当該議事につき書面をもって予め意思表示したものは、出席者とみなす。

第4条 審議会委員は業務上知り得た一切の情報に関して、慎重に取り扱う義務がある。

第3章 からだ・運動器の痛み専門医療者

第5条 からだ・運動器の痛み専門医療者の資格認定を希望する者は、次の各号を掲げる条件については、(1)～(4) (新規)、または (1)～(3)・(5) (更新) のすべてを満たさなければならない。

- (1) 「日本運動器疼痛学会」「日本ペインリハビリテーション学会」「日本口腔顔面痛学会」（以下資格認定3学会）のいずれかの正会員であること。
- (2) 資格認定3学会のうち、所属するいずれかの学会の制定する認定基準を満たしているもの。
- (3) 当 NPO が主催する医療者研修会「慢性の痛みワークショップ」を1回（4単位）以上受講していること。
- (4) 新規の資格認定者は、当 NPO が主催する「からだ・運動器の痛み専門医療者認定試験」*に合格し、かつ第6条に掲げる条件を満たしていること。または、審議会委員を2年度期間担当したもの。
*試験内容は、からだの痛みや運動器疼痛の病態、診断、治療に関する十分な知識を評価するものである。
- (5) 更新の資格認定者は、前回の当該資格を取得した年度の翌年から5年間で、第7条に掲げる所定の点数を取得していること。

第6条 からだ・運動器の痛み専門医療者の新規資格認定を希望する者は、次の所定の申請書類を審議会

に提出しなければならない。

- (1) からだ・運動器の痛み専門医療者「認定申請書」
- (2) 資格認定 3 学会のいずれかの正会員であることを証明できるもの
- (3) 資格認定 3 学会のうち、所属するいずれかの学会の制定する認定基準を証明できるもの（コピー）
- (4) 医療者研修会「慢性の痛みワークショップ」受講証明証*（1回4単位以上）のコピー
*ただし、受講証明証は第3回目以降の医療者研修会が対象となる
- (5) 「からだ・運動器の痛み専門医療者認定試験」合格証明証のコピー、または審議会委員を2年度期間担当したことを証明するもの

第7条 からだ・運動器の痛み専門医療者の資格認定更新を希望する者は、次の所定の申請書類を審議会に提出しなければならない。

- (1) からだ・運動器の痛み専門医療者「更新申請書」
- (2) 資格認定 3 学会のうち、新規資格認定時に申請した学会の正会員であることを証明できるもの
- (3) 資格認定 3 学会のうち、新規資格認定時に認定基準を取得した学会の制定する更新基準を証明できるもの
- (4) 医療者研修会「慢性の痛みワークショップ」受講証明証*（1回4単位以上）のコピー

第4章 資格認定の申請と認定の手順

第8条 審議会は、申請書類により「からだ・運動器の痛み専門医療者」としての審査を行い、適格者を対象に審査を実施する。

第9条 申請費用は新規・更新ともに10,000円とし、申請者の審査の結果、認定されない場合でも申請料は返還しない。

第10条 各資格認定の有効期限は5年とし、当NPOの事業年度に準じて更新する。

第11条 本資格の更新を希望するものは、資格認定に必要とするポイントを証明する書類（コピー等）を添えて審議会へ提出しなければならない。

第12条 資格認定申請の受付期間は、毎年4月1日から5月31日と、8月1日から9月30日とする。

附則

- 1 この規則は2016年9月14日より施行する。
- 2 この規則は2017年5月9日より修正施行する。
- 3 この規則は2017年6月18日より修正施行する。
- 4 この規則は2017年7月31日より修正施行する。